

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第24号）（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

旅館業法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行することとしました。

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第24号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する
条例の一部を改正する条例

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条各号列記以外の部分及び第14条各号列記以外の部分中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）